

令和6年度 事業計画書

公益財団法人 三徳庵

環境認識と令和6年度の基本方針

海外からの来訪者の増加とともに、和文化に対する関心は増大している環境下にある。こうした海外からの関心の増大を、国内での関心と継承者の増大にむすびつけることが、茶道文化の伝承を目的とする当財団の課題である。

日常生活と結びついた伝統文化の継承に際しては、生活文化の享受を可能とした和の生活空間の保存のみならず、将来も享受可能な形への再創造が必要な現状に至ってきている。再創造は、喫茶方法と喫茶空間双方のレベルで求められているとの認識を深めている。

昨年度より開始した小中学生といった次世代、また、日本茶愛好者を筆頭として、茶道（抹茶）にも関心を広げる可能性の高い人々に積極的に呼びかける活動を継続していくにあたり、再創造の視点も加え、より実効性を高めていきたい。

I. 茶道文化研究に関する学術的研究を振興するための顕彰・助成および研究（公益目的事業1）

毎年出版されるすぐれた茶道文化研究を顕彰するのみならず、外部の研究者の茶道文化研究をも助成、あわせて独自の調査研究を行い、それらの成果を公開する。

1. 茶道文化研究の顕彰

・茶道文化学術賞による顕彰

茶道文化学術賞・茶道文化学術奨励賞をすぐれた研究図書に関して贈呈する。

令和5年度から、顕彰基準を明示化して制度自体の存在が、茶道文化研究の進展により寄与するように工夫している。

2. 茶道文化研究への助成

(1) 茶道文化学術助成

有望な研究計画に対して奨励研究・一般研究に分けて研究費助成を行うとともに、研究図書に対する刊行費助成を行い、茶道文化研究を促進する。

(2) 茶道文化学術助成金の研究成果報告書は毎年、刊行する他、単一の研究テーマが纏まったものに対しても適宜、報告書等の形態をとってアクセスしやすくしていく。

(3) 茶道文化学術助成金の研究成果報告書は、ホームページ上で公開する。

(4) 令和6年度は、利休忌にあわせて講演会を行う。

3. 茶道文化の調査研究

(1) 茶道文化に関する幅広い調査研究を行う。

- 調査研究事業の研究項目は、「茶道の芸術社会学的研究」、「江戸初期茶書類の研究」等。
- (2) 研究成果は、最終的に単独の研究書刊行を目標とする。

II. 茶道文化体験の提供及び茶道文化体験を提供できる茶道文化普及者の育成（公益目的事業2）

国内外を問わず各地での茶会の開催を通じて、広く茶道文化体験を普及させるほか、講演・体験講座等を通じての啓蒙活動を行うと同時に、これらの体験を提供することができる茶道文化普及者を育成する。

1. 茶会の実施（主催）

- (1) 徳友会館および他所での茶会の開催を通じて、文化施設、文化財を公開する。
- (2) 徳友会館付設の茶室、三徳庵・知水亭・露庵・槐南軒・新秧軒等の保全管理を行い、茶会等の公開のために諸般の準備を万全にしておく。
- (3) 本年度主催分としては、春季大会・仙樵忌茶会・秋季大会・初釜等。

2. 茶会の実施に対する協力

- (1) 各地での茶会の実施担当を通じて、文化施設、文化財の公開にも協力する。
- (2) 例年分としては、朝日カルチャーセンター東京、東京茶道会、徳川美術館の茶会。
- (3) なお、新たな茶会協力の要請にも柔軟に対応していく。

3. 茶道講座の開催

- (1) 本部等において、茶道教習、関連文化講座を実施する。
大日本茶道学会本部教場での通年常設講座に加えて、夏期講習会を実施する。
- (2) 大日本茶道学会各支部の主催する講習会・講演会へ講師を派遣し支援する。
静岡・宇都宮・長野・山梨・山形・酒田・鶴岡・余目・郡山・会津若松・大阪・福岡・伊勢崎・前橋・愛媛・高知・安芸・金沢・富山等
- (3) 受託事業として、各地の文化センターで茶道講座を開催する。
 - ①朝日カルチャーセンター 新宿・千葉・横浜・名古屋
 - ②NHK文化センター 仙台・郡山
 - ③株式会社読売・日本テレビ文化センター 横浜
 - ④三越カルチャーサロン 日本橋
- (4) 学校の授業・特別行事に協力する。
 - ①新渡戸文化学園 中学校・高等学校（特別授業）
 - ②花園幼稚園・小学校（特別行事およびクラブ活動）
 - ③四谷小学校（特別授業）
 - ④四谷第六小学校（特別授業）
 - ⑤菊名小学校（特別授業）
 - ⑥戸塚第一小学校（特別授業）

⑦足立小学校（特別授業）

(5) 地域への普及。

- ①四谷消防少年団（茶道体験）
- ②茶道体験講座（初心者向け）
- ③本塩児童館茶道教室（茶道体験交流）

(6) 学校での茶道教習普及を目的とした講習会・イベントを開催する。

- ①学校茶道特別研修会
- ②学校茶道資格者研修会
- ③学校茶道の集い
- ④大学茶道部の集い

上記の活動全般に渡って、デジタルな対応も取り混ぜて展開していく。

4. 教習段階の認定

- (1) 大日本茶道学会茶道（茶花科も含む） 教習者の教習段階の認定を行う。
- (2) 教習資格の十二伝の段階では、筆記試験を実施する。
- (3) 最終の長盆段階では、実技試験も実施する。
- (4) 学校等での茶道講習の期間に応じた修了証を発行する。

5. 点前体系の公開

- (1) 点前教本・解説書発行とインターネットでの動画配信を通じ、大日本茶道学会茶道の点前作法を公開する。
- (2) 生活文化の変化に鑑み、和風の生活文化体験のほとんどない世代にも、理解できるように教本類を改定していく。

6. 広報・普及活動

- (1) ホームページ、フェイスブック、ユーチューブ等の SNS を積極的に活用し茶道に関心がある人々からの閲覧を増やす。
- (2) 広報季刊誌「えんじゅ」（年4回）を発行する。
- (3) マスコミ等の取材、番組制作への協力要請に積極的に答えて、一般の人々にむけて茶道文化に関する記事や映像に触れる機会が少しでも高まるように努める。
- (4) 大日本茶道学会各地方支部の本部機構として、支部長の認証を行い、支部長会議を主催し、全国で適切な茶道文化普及が行われるように統一目標を示す他、支部が主催する総会、例会、周年記念行事等の機会をとらえて、講話を行い、茶道文化普及の趣旨を各支部会員に徹底する。
- (5) 各地でも公益性の高い活動を、適宜委託して、茶道文化普及活動を全国的に促進する。
- (6) 関連機関と協議をして新たな形の国際交流の展開を準備する。
- (7) 和文化・産業連携振興協議会、日本茶業体制推強化進協議会、一般社団法人ザ・クリエ

イション・オブ・ジャパン等の文化関連団体と連携・協力し、日本文化発信に貢献していく中で、次代へ「生活文化」を着実に継承する方策を試行していく。
令和6年は、「和文化シンポジウム」、「日本茶コレクション 2024～日本茶のすべて～」

Ⅲ. 茶道関連、図書・用品の販売（収益事業）

1. 仕入れ商品の販売

- ・茶道学習に役立つ図書や茶道用品を仕入れ販売して、茶道学習や茶道文化体験への利便性を高める。

Ⅳ. 管理部門（法人会計）

1. 会員

- (1) 賛助会を組織し、賛助会会費による財団運営の安定化を図る。より開かれた形の賛助会員制度の定着を図る。
- (2) 維持会員制度及び一般会員制度の周知、参加拡大を図る。

2. 寄附

諸行事活動停止にともなう活動資金の減少を、寄付金制度を活用することで補っていく。